

駐車監視員活動ガイドライン

【本富士 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはできません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	国道17号	本郷通り	弥生1-1先	湯島1-1先	7-22
		中山道	西片2-21先	西片2-15先	7-22
2	国道254号	春日通り	本郷4-15先	本郷4-2先本郷三丁目交差点	7-22
3	都道453号	春日通り	本郷4-1先本郷三丁目交差点	湯島3-41先	7-22
4	主要地方道301号	白山通り	本郷1-3先水道橋交差点	本郷1-22先	7-22
			本郷4-16先	西片1-19先	
5	都道455・403号	本郷通り	向丘1-1先	向丘1-16先	7-22
			湯島1-4先	湯島1-5先	7-22

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	都道437号	不忍通り	根津2-37先千駄木二丁目交差点	根津2-11先	7-22
2	区道890号	壱岐坂通り	本郷2-14先壱岐坂上交差点	本郷1-22先壱岐坂下交差点	7-22
3	区道900号	蔵前橋通り	湯島1-6先	湯島1-13先	7-22
4	区道836号	消防署前通り	本郷3-39先本郷消防署前交差点	本郷3-1先順天堂前交差点	7-22
5	都道452号	昌平橋通り	湯島3-47先	湯島3-9先	7-22
6	主要地方道319号	言問通り	弥生1-1先本郷弥生交差点	根津2-15先	7-22
7	区道892号	唐橋通り	西片2-25先本郷弥生交差点	西片1-15先西片交差点	7-22
8	区道834号	大横丁通り	本郷1-27先壱岐坂交番前交差点	湯島2-22先三組坂上交差点	7-22
9	区道827号	菊坂通り	本郷5-33先菊坂下交差点	本郷5-1先	7-22
10	区道837号	サッカーパー通り	湯島1-5先	本郷3-31先	7-22
11	区道838号	表参道	湯島3-30先湯島天神入口交差点	湯島2-1先	7-22
12	都道405号	外堀通り	本郷1-3先	湯島1-4先	7-22

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(本郷通り)周辺	7-22	
2	湯島3丁目地区及び周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	春日通り周辺	7-22	
2	本郷1~3丁目地区及び周辺	7-22	
3	湯島2丁目地区及び周辺	7-22	